

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年9月15日（火） 第9234号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（513）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（514）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（515）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（516）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 4

# 告 示

## 鳥取県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	福祉用具貸与事業所幸朋苑	米子市夜見町3081-11	福祉用具貸与	令和2年8月7日

### 2 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	生きいきケアショップ暖だん倶楽部	米子市夜見町3081-11	令和2年8月7日

### 3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	福祉用具貸与事業所幸朋苑	米子市夜見町3081-11	介護予防福祉用具貸与	令和2年8月7日

### 4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	生きいきケアショップ暖だん倶楽部	米子市夜見町3081-11	令和2年8月7日

## 鳥取県告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
掘江歯科医院	米子市錦町一丁目12	平成31年3月19日

## 鳥取県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年9月15日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 清 司 鳥取市湖山町南一丁目540  
 " 村 上 浩 幸 鳥取市湖山町南一丁目573  
 " 鷺 見 幸 人 鳥取市湖山町南一丁目922  
 " 山 根 敏 幸 鳥取市湖山町南一丁目134  
 " 渡 邊 多紀夫 鳥取市湖山町南一丁目802  
 " 渡 邊 吉太郎 鳥取市湖山町南一丁目629  
 " 山 本 一 博 鳥取市湖山町北一丁目122  
 " 村 上 洋 一 鳥取市湖山町北一丁目501  
 " 岩 本 満 直 鳥取市湖山町南五丁目451  
 " 坂 口 暁 雄 鳥取市湖山町南五丁目450  
 " 船 越 喜久雄 鳥取市湖山町西一丁目202  
 " 星 見 健 蔵 鳥取市湖山町西二丁目347  
 監事 星 見 義 雄 鳥取市湖山町西二丁目349  
 " 奥 村 利 治 鳥取市湖山町南一丁目303  
 " 星 見 慎 一 鳥取市湖山町北一丁目672  
 令和2年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 星 見 健 蔵 鳥取市湖山町西二丁目347  
 " 山 本 一 博 鳥取市湖山町北一丁目122  
 " 山 下 博 教 鳥取市湖山町南一丁目811  
 " 船 越 喜久雄 鳥取市湖山町西一丁目202  
 " 川 口 慎一郎 鳥取市湖山町東一丁目647-22  
 " 影 井 誠 鳥取市湖山町南一丁目235  
 " 村 上 浩 幸 鳥取市湖山町南一丁目573  
 " 渡 邊 吉太郎 鳥取市湖山町南一丁目629  
 " 鷺 見 幸 人 鳥取市湖山町南一丁目922  
 " 上 田 浩 正 鳥取市湖山町南五丁目330  
 " 坂 口 暁 雄 鳥取市湖山町南五丁目450  
 " 奥 村 博 鳥取市湖山町北一丁目464  
 監事 鷺 見 澄 夫 鳥取市湖山町南一丁目917  
 " 太 田 豊 鳥取市湖山町南五丁目435  
 " 星 見 慎 一 鳥取市湖山町北一丁目672  
 令和2年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第516号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

令和2年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
-------	-----	-----

令和2年9月14日	鳥取市元魚町一丁目117	株式会社山陰合同銀行 鳥取西支店
	鳥取市国府町宮下1045-1	株式会社山陰合同銀行 国府出張所
	鳥取市河原町河原48-5	株式会社山陰合同銀行 河原出張所
	倉吉市大正町二丁目61-1	株式会社山陰合同銀行 倉吉西出張所
	東伯郡北栄町田井31-4	株式会社山陰合同銀行 北条出張所
	東伯郡琴浦町大字赤碕1145-14	株式会社山陰合同銀行 赤碕出張所

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和2年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和2年11月13日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和2年9月17日（木）から同年10月8日（木）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和2年10月8日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し63円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課（電話0857-26-7384）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9711）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2047）